

第 4 1 号議案

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の施行に関し
必要な事項を定めるため提出します。

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 東京都台東区長（以下「区長」という。）又は東京都台東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第1欄に掲げる情報照会者が、同表の第3欄に掲げる情報提供者に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委 任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項中情報提供ネットワークシステムに関する部分は、法附則第1条第5号に定める日から施行する。

別表(第4条関係)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1 区長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって令第19条で定めるもの

	<p>第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。）第19条で定めるもの</p>		
2 区長	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって令第44条で定めるもの</p>	教育委員会	<p>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって令第44条で定めるもの</p>
3 教育委員会	<p>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって令第24条で定めるもの</p>	区長	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって令第24条で定めるもの</p>